

ゴルファー保険請求方法

保険金の請求方法

事故が起きた場合は、速やかに下記の保険事故担当者あてにお電話にてご連絡ください。
3ヶ月以内に必要書類をご返送の上、請求手続きを行ってください。

(1) クラブ破損等の場合の必要書類

- ① 保険金請求書…事故受付後、代理店より送付されます。
 - ② 事故証明書…ゴルフ場、練習場で発行してもらう。
 - ③ 破損クラブの写真…一枚で可、修理不能の場合も必要。
 - ④ 修理代請求書…見積書でも可、修理不能の場合も修理不能見積書が必要。
 - ⑤ その他…事故内容によってはその他の書類が必要となる場合があります。
- 〈注意〉破損クラブの購入日からの経過年数により、修理代が全額補てんできない場合がありますのでお含みください。

(2) 賠償責任、障害事故の場合、事故証明書を入手のうえ、下記保険事故担当者に速やかに連絡してください。

保険金の支払い対象となる例

- (1) 練習場やゴルフ場で打球やクラブが他人に当たり、ケガをさせてしまったとき。
- (2) ゴルフ場の急斜面で転倒したり、他人の打球が当たったりして、自分自身がケガをしたとき。
- (3) 練習場での練習中やゴルフコースにおいてのラウンド中に、シャフトが折れたり、ヘッドが壊れたとき。

保険金の支払い対象とならない例

- (1) 練習場やゴルフ場へ行く途中、自動車事故でケガをしたとき。
- (2) 車のトランクに入れていたゴルフバックの盗難。

保険事故担当者

〒154-0005

東京都世田谷区三宿1-13-4

グランドステージ三宿201

TEL: 03-6453-2638

FAX: 03-6453-2658

東京海上日動火災保険(株)

代理店 有限会社グッド・ウッド

担当者 ワタナベ シンゴ
渡邊 真羽